

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
1	申請	他人に住宅を貸していますが、貸している住宅への設置について申請できますか。	自ら所有し居住する住宅への設置ではないため、申請できません。
2	申請	借家に住んでいますが、借りている住宅への設置について申請できますか。	【太陽光発電設備・蓄電池】自ら所有し居住する住宅への設置ではないため、申請できません。 【高効率空調機器】申請できます。ただし、住宅の所有者からの設置に係る同意書を申請時に提出する必要があります。
3	申請	普段居住していない住宅（別荘など）への設置について申請できますか。	申請者が普段は居住していない「別荘等」については、申請できません。
4	申請	親が住んでいる市内の実家の住宅（親名義）に、子である私が設備を設置する場合は申請できますか。	【太陽光発電設備・蓄電池】自ら所有する住宅への設置ではないため、申請できません。この場合、当該住宅に設置するには所有者（親）が申請する必要があります。 【高効率空調機器】その住宅に自らも居住する場合に限り、申請できます。
5	申請	二世帯住宅に居住する各世帯がそれぞれに補助対象設備を設置する場合は、それぞれの世帯で申請できますか。	建物構造、生活実態、電力契約等を完全に分離している場合に限り対象となりますが、状況確認が必要なため、個別にご相談ください。
6	申請	現在、市外に住んでいますが、八戸市に転居予定です。申請できますか。	申請できますが、その場合は実績報告書の提出時に補助対象設備を設置する市内の住宅に居住していることを確認できる書類として住民票の写しを提出する必要があります。
7	申請	これから住宅を新築する予定ですが、申請できますか。	申請できますが、次の書類を提出する必要があります。 (1)申請書の提出時 ・補助対象設備を設置する住宅の新築に係る契約書等の写し (2)実績報告書の提出時 ・補助対象設備を設置する住宅の所有者であることを確認できる書類として登記事項証明書の写し ・補助対象設備を設置する市内の住宅に居住していることを確認できる書類として住民票の写し

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
8	申請	賃貸アパートを所有し、その一室に住んでいますが、申請できますか。	【太陽光発電設備・蓄電池】太陽光発電による電気を自ら居住する一室で自家消費する場合に限り、申請できます。 【高効率空調機器】申請できます。
9	申請	店舗兼住宅に住んでいますが、申請できますか。	【太陽光発電設備・蓄電池】 店舗部分と住宅部分での電力契約が明確に分かれており、太陽光で発電した電気が住宅部分のみに供給される場合は「住宅」として、店舗部分のみに供給される場合は「事業所」として申請してください。なお、申請時点において、店舗部分と住宅部分の電力契約が分かれていない場合であっても、実績報告時に分かれていることが書面で確認できる場合は、電力契約が明確に分かれているものと判断します。 また、太陽光で発電した電気が住宅と店舗の両方に供給される場合は、「事業所」として申請してください。 【高効率空調機器】 申請できます。住宅部分のみで使用する場合は住宅の要件を、店舗部分のみで使用する場合は事業所の要件を適用します。
10	申請	「事務所」は本補助金で対象としている「事業所」に含まれますか。	「事務所」は「事業所」に含まれます。
11	申請	会社以外の法人は申請できますか。	中小企業者の規模に準ずる法人であれば申請できます。中小企業庁ホームページ※に掲載の方法に倣い、各法人の業種を中小企業基本法第2条第1項各号に規定する業種分類に当てはめ、その業種分類ごとの資本金又は出資金及び従業員数の要件により中小企業者に準ずる法人か否かを判断してください。 ※中小企業の定義に関するよくある質問（Q4） https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q4
12	申請	個人事業主です。申請者欄の住所又は所在地は住民票上の住所でしょうか、事業所の所在地でしょうか。	個人事業主の方は、住民票上の住所を記載してください。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
13	申請	この補助金と同時に、国等の補助金があれば活用したいと考えていますが問題はありますか。	同一の補助対象設備に対して、他の補助金との併用はできません。
14	申請	対象条件を満たせば何度でも申請できますか。	本補助金は、1世帯又は1事業者につき1回限りの申請となります。ただし、太陽光発電設備・蓄電池と高効率空調機器の併用申請は可能です。
15	申請	エアコンについて、自宅のリビング用を夫が、寝室用を妻が、それぞれで申請することはできますか。	補助金の交付は、1世帯につき1回が上限のため、それぞれで申請することはできません。
16	申請	ひとつの事業所内にエアコンを複数設置する場合、それぞれ1台ずつを「1件」として上限額が適用になりますか。	複数台のエアコン設置をまとめて1件として上限額を適用します。
17	申請	エアコンは買い替えではなくても申請できますか。	買い替えではなく新規の購入でも申請できます。
18	申請	申請用紙はどこで入手できますか。	市のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、八戸市役所別館6階環境政策課窓口に準備しております。
19	申請	申請書は、どのように提出すればよいですか。	次のいずれかの方法により提出してください。 ・窓口（八戸市役所別館6階 環境政策課） ・郵送（住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 宛先：八戸市環境政策課「再エネ・省エネ補助金担当」宛て） ・電子メール（メールアドレス：saiene_hojo@city.hachinohe.aomori.jp 宛先：八戸市環境政策課「再エネ・省エネ補助金担当」宛て） ※郵送や電子メールでも申請可能ですが、書類に不備があった場合は、全ての書類を不備なく提出した日が受理日となります。
20	申請	申請書類が揃っているので、事前に書類一式を受け取ってもらうことはできますか。	申込開始日（6月3日(月)）8時15分よりも前に到着した書類は受理できません。 郵送や電子メールにて開始日前に到着した書類も無効となりますのでご注意ください。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
21	申請	申請書類に消せるボールペンは使用できますか。	使用できません。申請書を手書きで作成する場合は、必ず黒色のペン又はボールペンで記入してください。
22	申請	補助金の予算を超えた場合はどのようにになりますか。	予算額に達した場合は、申請期間中であっても受付を停止します。なお、予算額に達した日に複数の申請があったときは、当該日の交付申請分について抽選を行い、受理する者を決定します。
23	申請	既に補助対象設備を設置してしまいましたが、これから申請できますか。	申請できません。交付決定前に契約締結や着工した場合は、対象外となります。
24	申請	申請後、交付決定前に契約締結や着工をしてもよいですか。	交付決定前の契約締結及び着工は不可です。交付決定前に契約締結及び着工をした場合は、対象外となります。
25	申請	補助対象設備付きの戸建て住宅を購入したのですが、申請できますか。	交付決定前に購入されている場合は申請できません。
26	申請	申請書を書き間違えました。どのように訂正すればよいですか。	新しい申請書に書き直すか、訂正箇所に二重線を引いて正しい内容を記入してください。修正液や修正テープなどは使用しないでください。金額を誤記された場合は、必ず新しい申請書に書き直しをお願いします。
27	申請	申請書類に不備があった場合、受付だけはしてもらい、後から書類を提出してもよいですか。	申請書類に不備があった場合は、受理いたしません。全ての書類を不備なく提出していただいた日を受理日といたします。
28	申請	補助金の交付を受けられない場合がありますか。	申請内容の審査の結果、補助要件を満たしていない場合には、補助金の交付を受けることができません。申請前に補助要件について交付要綱等を十分にご確認ください。 また、抽選になった場合は、補助要件を満たしていても、補助金の交付を受けられない場合があります。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
29	申請	市に提出した書類について、写し（コピー）をもらえますか。	市が提出書類の写しを用意してお渡しすることはできません。提出前に、ご自分で必ず写し（コピー）をとり、控えとして保管しておいてください。なお、窓口来庁時にコピーをとりたい場合、八戸市役所本館地下の売店にコピー機（有料）があります。
30	申請	施工販売事業者が本補助金に関する申請を代行することはできますか。	補助対象設備の購入及び設置に係る施工販売事業者は、補助対象者からの依頼に基づき、本補助金に関する手続きを代行することができます。
31	申請	施工販売事業者の指定はありますか。	施工販売事業者の指定はありません。また、市が特定の施工販売事業者を紹介することも行っていません。
32	対象設備	導入実績のない設備（試作品等）は、補助対象となりますか。	導入実績のない設備や、商用化されていない設備は、補助対象外です。
33	対象設備	中古設備は対象となりますか。	中古設備は補助対象外です。
34	対象設備	リース又はPPA※による設備の設置は対象となりますか。 ※Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略。施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社（PPA 事業者）が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。	リース、PPAともに補助対象外です。
35	対象設備	屋根材とソーラーパネルが一体化している屋根一体型の太陽光発電設備は対象となりますか。	屋根一体型のものは補助対象外です。
36	対象設備	太陽電池モジュール（パネル）とパワーコンディショナーで能力値（出力）が異なる場合、最大出力（補助対象出力）はどのように算出すればよいですか。	太陽電池モジュール（パネル）とパワーコンディショナーの低い方の数値を採用してください。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
37	対象設備	住宅の屋根以外（カーポートや倉庫など）に太陽光発電設備を設置する場合は対象となりますか。	対象住宅の敷地内であればカーポートや倉庫等の屋根への設置も対象とします。 ただし、カーポートや倉庫の本体の購入や設置に要する費用は対象外です。
38	対象設備	既に太陽光発電設備を設置していますが、増設又は置換をしたいと考えています。この場合も対象となりますか。	増設又は置換も対象となります。
39	対象設備	既に太陽光パネルを設置しているので、蓄電池を新たに設置しようと考えています。蓄電池単独での設置は対象となりますか。	蓄電池単独での設置は補助の対象となりません。本補助金は、太陽光パネルと蓄電池の両方をセットで同時に導入する場合に限り、対象とするものです。
40	対象設備	この補助金を受けて導入する太陽光発電による余剰電力を売電することはできますか。	FIT制度又はFIP制度による売電はできませんが、それら以外の方法による売電は可能です。ただし、住宅の場合は30％以上、事業所の場合は50％以上を自家消費する必要があります。
41	対象設備	この補助金を受けて導入する太陽光発電による電力を自己託送することはできますか。	この補助金を受けて導入する太陽光発電による電力については、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行うことはできません。
42	対象設備	太陽光発電設備の要件における自家消費率が30％（事業所の場合は50％）以上とはどういうことですか？	「年間自家消費想定量／年間発電想定量＝30％（事業所の場合は50％）以上」となる設備を補助要件としています。 想定される自家消費率については、工事請負事業者等にお問い合わせいただくなどし、計算してください。なお、計画時のシミュレーションを緻密に行い、過度な規模の設備とならないようにするとともに、ゆとりを持って自家消費率を達成できる計画としてください。自家消費率は、交付申請書の提出時の添付書類への記載が必要となります。
43	対象設備	蓄電池は可搬式（ポータブル）のものでも補助対象になりますか。	可搬式（ポータブル）の蓄電池は、補助対象外となります。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
44	対象設備	「蓄電容量」はどの数字を用いればよいですか。	蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量となります。
45	対象設備	家庭用蓄電池は14.1万円 /kWh以下の、業務用蓄電池は16万円 /kWh以下の価格の蓄電システムであることが要件となっていますが、その価格（単価）をどのように算出すればよいでしょうか。	補助対象経費の合計額を蓄電容量（kWh）で除して得た額が1 kWh当たりの蓄電システムの価格となります。
46	対象設備	蓄電システムの価格要件をクリアするために、蓄電池の工事費などを補助対象外として申請することは認められますか。	工事費などを除く設備購入費のみを補助対象経費とした申請は認められません。補助対象経費、補助対象外経費の区分に基づき、適切に経費を計上してください。
47	対象設備	家庭用蓄電池と業務用蓄電池を区分する「4,800Ah・セル相当のkWh」とは、どのような意味ですか。	4,800Ah（アンペアアワー）・セルを基準とした蓄電池の容量（Ah（アンペアアワー）・セルに電圧を乗じることによって得られる数値）を指すものです。蓄電池の種別ごとに異なりますので、施工販売事業者にご確認ください。
48	対象設備	補助対象となる高効率空調機器（エアコン）はどこで確認できますか。	次のURLのサイトで確認するか、販売店で確認してください。 ・家庭用エアコン（要綱別表の3の表・要件(2)、4の表・要件(2)ア） https://seihinjyoho.go.jp/ ・業務用エアコン（要綱別表の4の表・要件(2)イ） https://sii.or.jp/setsubi05r/search/
49	対象経費	太陽光発電設備に係る補助対象経費には、何が含まれますか？	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）など太陽光発電システムを動かすために必要なものが含まれます。
50	対象経費	太陽光発電設備に係る補助対象経費が、補助対象出力に1 kW当たり7万円（事業所は5万円）を乗じて得た額を下回りますが、対象となりますか。	対象となりません。なお、新築住宅等で、太陽光発電設備の設置に要する経費全額が値引きされるものは、対象とはなりません。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
51	対象経費	調査・設計にかかる費用は補助対象経費となりますか。	設備の設置に係る調査、設計（基本設計・実施設計）については補助対象経費に含まれますが、必要最低限度の範囲に限って補助対象経費となります。また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（F S 調査やポテンシャル調査等））については補助対象経費となりません。
52	対象経費	既存設備の撤去費用、処分費用は対象になりますか。	既存設備の撤去や処分などに要する費用は対象となりません。
53	対象経費	補助対象経費に消費税は含まれますか。	消費税及び地方消費税を除いた額が補助対象経費となります。
54	対象経費	ポイントやクーポン等の使用によって購入費が割引された場合、割引分も対象経費に含まれますか。	割引分は対象外となります。対象経費は実支出額で判断するため、割引後の支払額を補助対象経費として計算します。
55	対象経費	購入に伴い付与されるポイントは補助対象経費から減額されますか。	補助対象経費からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。本補助金では、支払金額に応じて付与されるポイントやクレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
56	対象経費	分割払いの場合、今後の返済額も対象となりますか。	分割払いによる利払いがある場合、元金部分のみを対象とします。
57	対象経費	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。	対象となります。ただし、宛名が入った領収書が必要となりますので、購入の際に販売店に領収書の発行についてお尋ねください。
58	対象経費	太陽光発電設備と蓄電池で、補助対象経費は分けて記載する必要がありますか。	補助対象経費については、分けて記載してください。 太陽光発電と蓄電システムがセット価格になっている場合等の補助対象経費内での配分に関して、それぞれの経費を適切に計上するとともに、必ず双方の小計（合計）が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
59	実績報告	設備を購入・設置した後、実績報告書はいつまでに提出すればいいですか。	設備を設置し、支払いを完了した日から起算して1ヶ月を経過する日又は令和7年1月31日（金）のいずれか早い日までに提出（必着）してください。期限を過ぎた場合は、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意ください。
60	実績報告	いつまでに設置工事を完了している必要がありますか。	令和7年1月31日（金）までに実績報告書を提出できるよう、全て（工事・手続・支払など）を完了させていただく必要があります。
61	実績報告	事業の完了のタイミングはどの時点で判断すればよいですか。	補助対象設備の支払が完了した日となります。
62	実績報告	領収書の代わりに納品書又は請求書を提出することは可能ですか。	不可となります。納品書又は請求書では、代金を支払ったかどうかを確認できないためです。
63	実績報告	領収書は原本を提出する必要がありますか。	写し（コピー）を提出してください。
64	その他	本補助金の予算はどのくらいですか。	6, 3 8 0 万円です。
65	その他	交付決定を受けた設備の機種変更や購入を中止したいのですが、何か手続きが必要ですか。	計画の変更や中止をする場合は、事前に「変更等承認申請書（第4号様式）」により承認を得る必要があります。
66	その他	交付決定後、設置工事の内容変更により工事価格が増額となりました。補助金の額も増額されますか。	補助金交付決定通知書記載の交付決定額が上限となりますので、事業費が増額しても補助金は増額されません。

再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 FAQ（よくある質問）

No.	項 目	質 問	回 答
67	その他	補助金で設置した設備は、自由に撤去、廃棄、譲渡などの処分をすることができますか。	法定耐用年数※1の期間内での財産処分については、事前に市長の承認を得る必要がありますので、その場合は事前に環境政策課までご相談ください。 ※1）法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令） ・太陽光発電設備（余剰電力を売電する場合） 17年※2 ・太陽光発電設備（太陽光発電による電気を専ら用いて製品を生産する場合） 最終製品の種類による（例：自動車製造設備 9 年、農業用設備 7 年）※2 ※2）国税庁の見解に基づくものです。 ・蓄電池 6 年 ・家庭用エアコン 6 年 ・業務用エアコン（冷凍機の定格出力が22kW以下） 13年 ・業務用エアコン（冷凍機の定格出力が22kW以上） 15年
68	その他	補助金の振り込みについて、申請者以外の名義の口座を指定できますか。	申請者以外の名義の口座は指定できません。
69	その他	補助金の概算払いは可能ですか。	概算払いはできません。
70	その他	補助事業に関する調査とは、どのようなものでしょうか。	本補助金により導入した設備による太陽光発電量・蓄電量・使用状況等に関する調査や、設備の設置状況の現地確認などを行う場合がありますので、その際はご協力ください。